

高齢者虐待防止のための指針

医療法人社団 せんだん会

居宅介護支援事業所

みどり介護支援センター

目 次

第1条	高齢者虐待の防止に関する基本方針	1
第2条	虐待防止委員会の設置	1
第3条	職員研修に関する基本方針	2
第4条	虐待等に関わる体制について	2
第5条	虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	2
第6条	成年後見制度の利用支援に関する事項	3
第7条	虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	3
第8条	利用者等に関する当該指針の閲覧に関する事項	3
第9条	その他虐待の防止の推進のために必要な事項	3
附則		

虐待防止のための指針

第1条 虐待防止に関する基本方針

みどり介護センター（以下、「事業所」という）は、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等の関連法令に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底する為に本指針を策定する。

（1）身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（3）心理的虐待

脅かしや屈辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

（4）性的虐待

利用者へわいせつな行為をする、または利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、また本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第2条 虐待防止委員会の設置

事業所は、虐待の防止及び早期発見・解決への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

（1）委員会は、当事業所の介護支援専門員で構成する。

（2）委員会は、6ヵ月に1回の頻度として委員長の招集により開催する。また、虐待発生時に於いて必要に応じ臨時委員会を開催する。

（3）委員会の検討事項は次のとおりとする。

① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

② 虐待防止の為に指針、マニュアル等の整備・更新に関すること

③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること

④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤ 虐待等の把握時に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われる為の方法に関すること

⑥ 虐待等の発生時に、発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦ 再発防止策を講じた後、その効果についての評価に関すること

第3条 職員研修に関する基本方針

虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると共に、本指針に基づき、虐待防止を徹底する内容とする。

- (1) 研修は、年2回以上実施することとする。また、新規採用時には別途、虐待防止のための研修を実施することとする。
- (2) 研修の実施内容については、実施概要、資料、出席者名簿等を記録し保存することとする。
- (3) 事業所内研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

第4条 虐待等に関わる体制について

事業所は、虐待等が発生または疑われる場合には、速やかにエリア内のあんしんすこやかセンター若しくは神戸市に通報・届け出をおこなうものとする。

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合には、本指針に従って対応することとする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決に繋げるよう努める。
- (3) 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待に対する心構えを意識する。
- (4) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認すると共に必要に応じて関係機関に通報する。
- (5) 虐待等に関わる相談を受け付けた内容については、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対応する。

第5条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

事業所は、本指針による虐待防止に関する措置を適切に実施する為、次の通り対応するものとする。

- (1) 職員が他の職員による虐待を発見した場合は、担当者へ速やかに報告する。
虐待者が担当者本人であった場合には、その上席に報告する。
- (2) 担当者は、報告等により虐待の事実(疑いを含む)を把握した場合は、受付記録を作成し、速やかに市町村へ通報、市町村の行う事実確認に協力する。また、その後の経過についても適宜記録を作成する。
- (3) 担当者は、発見者の情報について秘匿した上で経過等の記録を委員会において提示し、当該事案の検証、再発防止策の作成を行う。
- (4) 事業所は、検討した再発防止策を職員等に周知する。

第6条 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は、利用者又はその家族に対して成年後見人制度等について説明し、必要に応じて神戸市内のあんしんすこやかセンター、神戸市成年後見支援センター等の相談窓口適切につながるよう支援に努める。

第7条 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

・要介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話
(監査指導部)

電話：078-322-6774

受付 8：45 ～ 12：00、13：00 ～ 17：30（平日）

・家庭内の高齢者虐待

お近くのあんしんすこやかセンターまたは
区役所・支所あんしんすこやか係

第8条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この「虐待防止のための指針」は、利用者及び家族の求めに応じていつでも事業所内に閲覧できるよう事務所等に備え付け、事業所ホームページにも公開する。

第9条 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

当事業所における高齢者虐待防止の取り組みは、その重要性和緊急性を鑑みて、管理者が専任担当者として責任を持つこととする。

管理者は、虐待防止のための全ての活動の監督、調整、および実施を担当し、職員への研修、報告体制の整備、対応策の策定など、虐待防止に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。

附則

この指針は、2023年4月1日から施行する。

この指針は、2024年4月1日から施工する。